

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正概要(平成26年6月20日交付,平成27年4月1日施行)

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられた。この法改正では、地域住民の意向の一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的としている。

<法改正の主な項目>

- ①地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めるものとする(法第1条の3第1項)
- ②地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする(法第1条の3第2項)
- ③地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない(法第1条の3第3項)

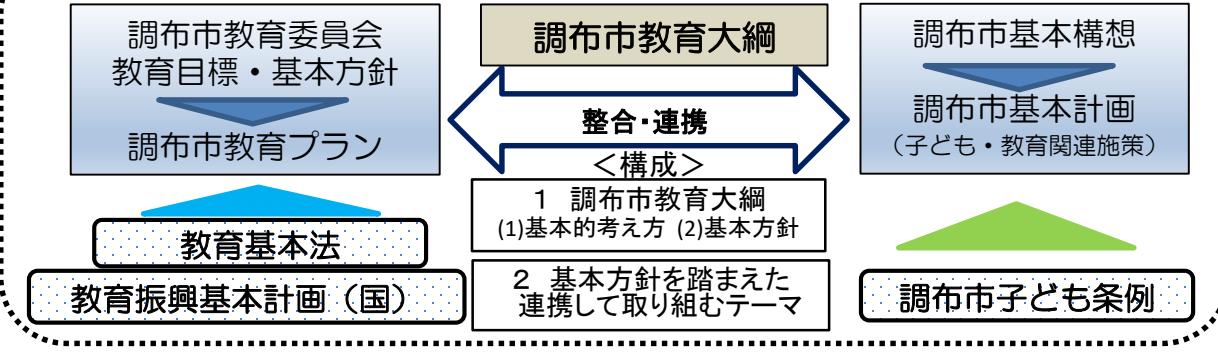
2 教育大綱の定義・その他計画との関係(文部科学省通知(平成26年7月17日)抜粋)

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとする。
- 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないこと。

3 調布市教育大綱(第1期・第2期)の基本的な考え方

- 調布市教育大綱は、教育委員会の教育目標・基本方針はもとより、調布市教育プラン・調布市総合計画に掲げた施策を踏まえ、調布市子ども条例の基本理念の実現に向けて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が協働(連携)することを目指して、基本方針を定めた。
- 調布市教育大綱の基本方針を踏まえて、市長と教育委員会が連携して取り組むテーマについて、その基本的な方向性を示した。
- 対象期間は、市長任期を考慮し、4年間とした。
- 教育環境や子どもたちを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、総合教育会議での協議を経て、必要に応じて見直すものとした。

調布市教育大綱の位置付けイメージ



4 教育大綱<第3期>の策定の考え方

【基本事項】

- 現教育大綱の対象期間が令和4年度で最終年次を迎えることから、現在策定中の調布市基本計画(令和5～8年度)、次期教育プラン(令和5～8年度)及び教育委員会教育目標・基本方針等との整合を図りつつ、現大綱策定後の市政を取り巻く状況や社会潮流の変化等を踏まえ、現教育大綱の枠組みを基本に**必要な時点修正を実施**。
- 市の教育の現状と将来の展望について、市長部局と教育委員会とが緊密に連携しながら共有を図るため、**総合教育会議では、双方の共通認識がもてるよう議論を行う**。

【対象期間】

令和5年度～8年度(基本計画・教育プランと整合)

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
基本構想	調布市基本構想(8年間)							
基本計画	前期基本計画				後期基本計画			
教育プラン	教育プラン				教育プラン			
教育大綱	教育大綱(4年間)				教育大綱			

【構成】

- 1 調布市教育大綱
  - (1) 基本的な考え方
  - (2) 基本方針
    - ・冒頭記述
    - ・基本方針1～3
- 2 基本方針を踏まえ連携して取り組むテーマ
  - 5つの連携テーマ
    - ・各テーマに位置付けた「基本的な方向」
    - ・各テーマに位置付けた「現状と背景」

策定の視点(時点修正)

～教育大綱<第2期>策定後の教育環境や子どもたちを取り巻く社会状況の変化～

【令和元年度】

- 令和元年台風第19号の影響による記録的な大雨(R元.10) ○新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業(R2.3.2～5.31)
- 感染症対策を講じた学校教育活動の工夫及びその継続(換気・消毒の実施、マスク着用、オンライン授業の工夫、対面・集団、体験活動の制限等)

【令和2年度】

- 小学校における学習指導要領の全面実施(R2.4.1)《主体的・対話的で深い学び》
- 児童・生徒一人一台のモバイル端末の貸与等、ICT機器の整備・利活用の急速な進展
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中教審から文部科学大臣への答申)(R3.1)《個別最適・協働的な学び》
- 「東京都教育施策大綱」の策定(R3.3)

【令和3年度】

- 中学校における学習指導要領の全面実施(R3.4.1)《主体的・対話的で深い学び》
- 「東京都子ども条例」の施行(R3.4.1) ○「東京2020大会」の開催(R3.7～9)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行(R3.9.18)
- 次期教育振興基本計画の策定について(文部科学大臣から中教審への諮問)(R4.2)

【令和4年度】

- 「子ども基本法」の公布(R4.6.22)※R5.4.1施行
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(スポーツ庁)(R4.6) ○文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(文化庁)(R4.8)

【調布市教育大綱<第3期>に反映を検討する主な事項】

- 共生社会の充実 ○持続可能な社会の実現 ○多様性の尊重 ○デジタル化の進展 ○いじめ、虐待防止
- 経済的な困難を抱える家庭やヤングケアラー等、多様化する課題への対応 ○医療的ケア児への対応
- フェーズフリーを意識した避難所機能の充実 ○35人学級編制に合わせた不足教室対策
- 環境に配慮した学校施設整備 ○部活動の地域移行をはじめとした地域人材の活用

策定までのスケジュール(予定)

12月	・令和4年度第1回総合教育会議(策定の考え方,教育大綱<第3期>素案の協議) ・市議会への情報提供
1月	・教育大綱<第3期>素案手続に関するパブリック・コメント実施(1月上旬～2月上旬)
2月	・パブリック・コメント手続きにおける意見の集約 ・教育大綱<第3期>(案)の取りまとめ
3月	・令和4年度第2回総合教育会議(教育大綱<第3期>(案)の協議) ・市議会への情報提供 ・教育大綱<第3期>策定・公表